## 『えひめ夢提案制度』夢提案様式

提案主体名			提案主体分類コード	
提案の公開の可否	公開	※「非公開部分有り」の場合は、下記に取		

要望事項(事項名)	保健所への食品販売等臨時出店報告書に関する手	制度の所管・ 関係省庁		
根拠法令等		プロジェクト	食品衛生推進者の育成プロジェクト	
提案分野	3. 保健福祉分野	名		

## 求める措置の具体的内容

当団体は子ども食堂を主催しています。県内初めての子ども食堂でしたので、無料での提供について保健所への食品販売等臨時出店報告書の必要性について説明がなく苦慮しました。料理教室を除いては届出が必要ということで、電子申請にて対応していましたが、事故が起きた時のために責任者を把握しておくための届出でしかなく、予防に繋がる要素が届出でしかなく、予防に繋がる要素が乏しいと思われます。

## 具体的事業の実施内容・提案理由

年間を通して同様な事業を実施している団体について、年1回の事業関係の届出及び研修会の受講により、毎回の 臨時出店報告書の提出を省略してほしい。食品衛生に関して知識が乏しくても簡単な書類をメールで提出するだけで 責任者になる現状では厳しいと思われます。研修会を開催することにより情報の共有および食中毒等の予防に繋がる のではないかと思います。また、その研修は参加資格を設けず、だれでも受講できるものであれば県民の食品衛生知 識向上に繋がると思われます。

提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)

## 回答素案

臨時出店にあたっては、営業許可を要しない食品を提供する行為について、食品の安全性確保の見地から提出を求めています。開催時期における食中毒の発生状況や取り扱う食品の種類を確認し、食中毒等の食に起因する危害の発生を防止するため、食品等の取扱い上の注意点等を助言しております。つきましては、複数回の開催予定をまとめて提出することはできません。

臨時出店は、「反復性が低く、または営業期間が短期間の、営業に類似する行為」と定義しております。現時点において、ご提案の事業は業態によって、食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可が必要となる場合がありますので、開催場所を管轄する保健所の食品衛生担当までお問合せください。

現在、国が食品衛生法の改正を行っており、許可を要する業種、届出を要する業種、業態等を整理しているところであり、現在の臨時出店の取扱いについては、今後国から発出される政省令に基づき必要に応じて見直す予定です。

ご提案いただきました食品衛生に係る研修会は、定期的に(一社)愛媛県食品衛生協会が食品衛生責任者養成講習会を開催しており、本講習会は食品の営業に関わる方のみではなく、一般の方も受講できますので、ご興味がございましたら、ぜひ受講いただきますようお願いします。

おって、松山市の食品衛生行政は、松山市が権限を有しておりますので、松山市保健所へお問い合わせください。

<mark>対応区分 A-6(その他)</mark>